

須坂市手話言語条例に基づく 施策推進方針

制定 2026年3月24日

須坂市は、手話は言語であるとの認識が広く市民に理解され普及することで、障がいのある人もない人も、共に支えあい、いきいきと暮らせる地域社会を目指し、須坂市手話言語条例を制定しました。

条例の規定に基づき、施策の推進方針を次のとおり定めます。

* この方針における各施策の定義は、次のとおりです。

- 【既存施策】 方針策定前から実施している施策
- 【新規施策】 方針策定後、新たに実施を予定する施策
- 【検討施策】 方針策定後、研究及び検討を要する施策

須坂市手話言語条例に基づく施策推進方針

1 手話言語に対する理解促進及び手話言語の普及（条例第11条第1項第1号）

(1) 市民及び事業者に対し、ろう者及び手話言語に関する理解を深めるよう周知啓発を行います。

【既存施策】

- ・市ホームページや広報須坂、SNSなどによる情報発信
- ・手話の日のイベントなどによる啓発
- ・須坂図書館で手話言語に関する本の紹介(「りんごの棚」)

【新規施策】

- ・条例や手話言語に関することを記載したリーフレットを作成
- ・市長記者会見の動画配信における手話通訳の実施

(2) 手話言語に親しみ、学ぶ機会を通じ、手話言語の普及を推進します。

【既存施策】

- ・町別人権問題学習会(聴覚障がいについてのテーマ)

【新規施策】

- ・手話言語に関する出前講座(新規メニュー)の実施
- ・手話言語を学べる動画配信

須坂市手話言語条例に基づく施策推進方針

2 意思疎通手段として手話言語を選択できて、手話言語を使用しやすい環境の構築 (条例第11条第1項第2号)

(1) 手話通訳者の派遣及び遠隔手話通訳を推進します。

【既存施策】

- ・手話通訳者派遣事業
- ・遠隔手話通訳システムの導入

(2) 市及び事業者等が主催する集会や会議などで、手話通訳者を配置するよう努め、ろう者の社会参加を促進します。

【既存施策】

- ・市議会における手話通訳
- ・市主催行事などにおける手話通訳

(3) 手話言語を使用しやすい環境の整備に努めます。

【既存施策】(第10条関係)

- ・総合防災訓練の実施
(須坂市聴覚障害者協会と合同開催)
- ・目で聴くテレビ「アイ・ドラゴン」の導入
- ・聴覚障害者のための、NET119の導入

【新規施策】

- ・市職員の手話言語研修を実施
- ・手話言語を補完するツールの活用
(コミュニケーションボード等)

須坂市手話言語条例に基づく施策推進方針

3 手話通訳者の確保及び養成（条例第11条第1項第3号）

(1) 手話通訳者の確保・登録を推進します。

【既存施策】

- ・手話奉仕員養成講座の実施(委託事業)
- ・須坂市手話通訳者等養成事業補助金

【新規施策】

- ・手話通訳者スキルアップ研修会の開催
(現任の手話通訳者の技術向上のため)

4 手話言語を学ぶ機会の確保（条例第11条第1項第4号）

(1) 市内の小中学校を対象に、手話言語に関する学習の機会を提供します。

【既存施策】(第9条関係)

- ・小中学校向けの福祉教育の一環として、須坂市社会福祉協議会から情報提供と学習支援を実施
- ・市主催の手話言語に関する講座・イベントなどの周知

(2) 市民が手話言語を学ぶ機会として、手話講座等を開催します。

【既存施策】

- ・長野県が実施する手話出前講座の活用

【検討施策】

- ・子ども、親子向け手話講座の開催